を契機に展開される開国をめぐる幕藩領主の対外交渉史の側面史料とし

### 琉 球秘 に つい 7

黑 H 安 雄

### 琉 球 秘 策 解 題

背景とした琉球に対する開国要求に、 年八月、 方策であった。ここに紹介する「琉球秘策」は、 国日本の幕藩領主や知識人にとって、 きかを主客の問答形式をとりつつ具体的に論じたものである。 海防論や攘夷論ではなく、 十八世紀末以来、 現実に外圧に直面して何よりも必要とされたのは、 薩摩藩士五代秀堯が執筆したもので、 酉 欧諸列強のアジアへの進出に脅威を感じていた鎖 当面の危機をどう切り抜けるかという具体的 薩摩藩としてどのように対処すべ アヘン戦争は大きな衝撃であった フランスの軍事的圧力を 天保十五 (一八四四) 一般的抽象的な

後の薩摩藩の対外政策や政治的動向を知りうるのみならず、 のち明治の政商として名を残した五代友厚である。 図書館所蔵の旧玉里島津公爵家の薩摩藩関係蔵書に写者・糺合者として 歴任した薩摩藩有数の儒学者であった。長男は徳夫といい、 たイギリスの中国侵略の状況を認識した上で執筆された本史料は、 名があられる。 五代秀堯は通称を直左衛門、 二男は幕末期に開国貿易・富国強兵を積極的に主張し、 号を五峰と称し、 御記録奉行や町奉行を アヘン戦争に示され ペリ 鹿児島大学 その 来航

て貴重である。

フ 来ノ計画或ハ守備ノ策ヲ諮問セラレシニ、 戸邸ニ在テ記シタル者ニシテ、 あとがきには、「此本稿ハ川村純義保存ス、同氏ハ法亢氏の親戚ナレハナ 月九日義山公忌中ニ写ス、川村与十郎平秀允」とあり、 彼ノ邸ニ於テ一見を得、 (未刊) 二子二郎四郎 Ŀ, 島津家において編纂された東京大学史料編纂所々蔵の「斉興公史料 市広曰、 後者収録の や国立国会図書館所蔵の 編者市来広貫の註記がある。 ここに利用する故黒田清光氏所持本と同系統の写本が、 法亢氏ノ友人磯永孫四郎周ョリ聞ク処ニ拠レハ、 ・三之介カ為ニ、 「琉球秘策」の跋文には、「右本書、義山元凱君之亡後、 書中成敗得失之事、 斉彬公之ヲ覧玉ヒ、 二日ノ隙ヲ得テ記置者也、 「石室秘稿」(未刊) 奉答ノ一篇ヲ捧ケタリト云 弁論尤其理ヲ尽ス(中略)、 賞納セラレ、 にも収められてい また前者のその 嘉永三庚戌三 此書ハ江 明治以 尚ホ将

ころに、 海軍卿、 り れは当時世子の島津斉彬も閲読する機会を得、 いたそれを嘉永三年三月に川村純義 も示されている。 な富国強兵策に反映されたことが窺われる。 「琉球秘策」を踏まえて法亢が斉彬に提出した「奉答ノ すなわち、 新たに置かれた六名の軍賦役の一人に法亢が任命されていることに 弘化四 海軍大将、 今日伝わる「琉球秘策」 (一八四七) 伯爵) の父秀允が筆写したものであ 年には軍制改革が本格的に実施されるに至 (薩摩藩士、 は、 法亢六左衛門元凱が所持して 事 実、 その後の薩摩藩の積極的 のち明治の海軍大輔、 そのことは、 って、 篇 をよりど 法亢のそ

八四四)年三月のフランス軍艦アルクメーヌ号の琉球来航にあった。 「琉球秘策」 が執筆されるに至った直接の契機は、 天保十五 琉球秘策」

について

福州の たのである。 長以下上陸して通信・ 国許では七月二十六日、 部正弘と協議させた。 事情が報告され、 島に伝えられたのは、 を送り込んだのである。 同年十一月に福州駐在の領事が琉球館に貿易の開始を申し込み、これを 護下に入ることを勧め、 マラン スに琉球占領の意図があることを強調して、 ドと中国人通訳を残して一旦退去した。しかし残留した両人は、 琉球王府が頑強に拒否したため、 グ号を派遣、 琉球館が拒否するや翌弘化二(一八四五) 先の三項目の認可を求め続けたのである。 藩主島津斉興は家老調所広郷に命じて、これを老中阿 ついで同三年四月には宣教師ベツテルハイムの一行 その結果、 天保十五年六月五日であった。ただちに江戸にも 貿易・布教についての認可を要求したの 近日中に再度フランス軍艦が来航することを述 一方、アルクメーヌ号の琉球来航の問題が鹿児 御用人二階堂行健の指揮する一隊を琉球に送 警固兵を派遣するよう内命が下され、 艦長デュプランは宣教師フオ 琉球王府にフランスの保 年には沖縄に測量船サ 実際、イギリスもまた で あ イギ

交の方策を具体的に論じている。 主トスヘシ」と武力で抵抗することの不可能を説き、 、強の琉球進出の意図を分析して、 琉球秘策」 が執筆されたのは、 右のような状況のなかであり、 「琉球ノ処分ハ、 琉球における和 絶ト和トノニ 西 策 欧

±. を拒否しようとするものであった。 本国法天主教ヲ禁シ、 H ト和 カヲ以テ財食 ・ノ二策」 ノ好品ヲ莫大ニ贈」るという方法で、 のうちの 西洋諸国ト交通ヲ禁スルコト甚厳ナリ、 ノ供給ヲ遂ケ、 一絶 すなわち、 の策とは、 僅二 第一 国立コト 「礼ヲ恭フシ、 には、 西洋諸国の開国 · ヲ 得 ルし・ 蔽邑常ニ 辞 然ル 貴国 要求 ヲ 唐 鄓

> を講ずべきことを挙げている。 わ を明白にし、 封爵ヲ受クト雖モ、 西洋諸国が従わないことがあるから、その際は、「琉球ハ、陽ハニ 諸国に詔を出さないことが考えられること、 洋諸国に周知させる。 シ」、宗主国である清朝に要請して、皇帝の詔により開国拒否の意志を西 の口実が受け入れられないときは、 本との通交を断ち切られては存在しえない国であることを主張 ナレトモ、 れるものであることを説き、「其地ノ日本官吏ニ啓スヘシ、 交通スルトキ 薩摩ニテハ其事通セスト教へ、 日本において外国との通交は幕府の直轄地長崎において行 全ク日本ト通スルコト能ハス」と述べて、 又日本ニ貢シ、 第三には、 アヘン戦争に敗れた清朝としては西洋 日本ヨリ保護ノ国タリ」という事実 第二に、 直ニ日本長崎へ振付ル手段」 また詔が出されたとしても 「北京ニ中山王ヨリ使ヲ遣 近クハ薩摩 琉球 一唐土ノ

宜ニ依 モ乱 て、 うから、 ないという客観的認識が存在した。 近 が事実上展開されているのであり、 述べている。 なしというものであった。 をかせぐ一方、 ならば、 その トナ かし、 テハ通商ヲ許サン」という、 要求の件に関しては、 有する旧来の幕藩軍 ルヘキコトヲ告ケハ」、 「西洋通商ニ於テハ、 ノ事ヲ以テ鑑トスヘシ」とあるようにア それでも西洋諸国がその軍事力に訴えて侵略の気配をみせる すなわち、 交戦を避けるためには、 「琉球秘策」 「通商ヲ許サスニハ、干戈ノ禍起リ、 事力では西欧諸列強のそれに充分対応でき 本藩ノ利ニナル 「日本ト相議シテ再答」 幕府もこれを認めざるを得ないで あろ 現実的な認識の上にたっての開国 その政策の根底 では 「和」すなわち和好通商 皇国 様ニ対策ヲ運スヘシ」と ノ乱ヲ引起ス故ニ、 ン戦争が教訓とな には、 すると述べて時 「方今ノ事モ、 もやむ

# ・琉球秘策」について(黒田)

# 凡

送り仮名などは不統 校訂にあたっては、 ・俗体などの文字は、 用字は原則として底本の通りとしたが、 一に用いられ、 大部分を現在通行の字体に改めた。 また文意の通じ難い個所 もま 異

本文中に適宜読点 底本どおりとした。 および並列点 「・」を付した。

### 三 琉 球 秘 策

傍註は

)で囲

んで、

原則として初出

の箇所に加えた。

天保甲辰三月十一二(十五年、十二月に弘
琉球秘策題辞 辞 日唐土人通事トナリ、 港ニ下シ、 船ヲ遣ハサン、 聴シテ日、 ノ通事ニ備フト、 琉球辞スル ヨリ 他 交易ヲ得スンハ和ヲ通シ好ミヲ結ハント、琉球又是ヲ辞ス、 日必ス兵船ヲ遣ハサン、 其酋長琉球ニ告テ曰、 国 本船ハ帆ヲ揚ク、 交易和交ノ事更ニ熟議スヘシ、此後六ケ月ヲ経テ、我大総兵 吾国孔子ノ教ヲ学フ故、 ヲ奪ハル 唐土隣近ノ諸国へ通商ス、 其時再答スヘシ、十九日仏郎察国人一人・唐土人一人ヲ 琉球小ク財薄キ故交易スルコト能 日化と 於是琉球其二人ヲ仏寺ニ居ラシメ、守卒ヲ置ク、 ノ禍ナカラント、 西洋仏郎察国ノ船 琉球ニ告テ曰、 琉人其故ヲ問フ、対テ曰、 今仏郎察ト和好ヲ修シ保護ヲ得ハ、 仏郎察国ハ従来唐土へ通ス、 天主教ヲ受クルコトヲ得サルヲ以テ 諳厄利亜多年琉球ヲ取 因テ琉球ヘモ交易セント欲スト、 且強テ天主教ヲ授ケント 艘琉球ニ来ル、 ハサルヲ以テス、 大総兵船来ル時 船所乗凡二百 故ニ清主ノ ル ス、 船酋不 志ア 諳厄 廿八 船酋

> ンテ、 術ノ要道也、 事ヲ以テス、 シテ琉球ニ役ス、 安危ニ係ル、 シテ西洋人琉球ニ来ル、 諸島ヲ奄有ス、 為頃年屢々聞ク、 間 琉球在番奉行本府二状啓(1)(鹿児島) 醜虜ヲ却クル 社稷万全ノ策ヲ思ハサルヘケンヤ、 天保甲辰秋八月五日 其所論ハ弓 其事ヲ処分セシム、 予力輩其事ニ拘ラスト雖トモ、 故ニ予メ所定ノ方略ヲ記シ、 予謂ラク事ニ処シテ善ク謀リ、 外寇ノ患最其先ニ居ル、 開帆ニ臨ンテ予ニ請フニ、 西洋ノ醜虜久シク、 |銃ヲ用ヒ ノ術也、 其志測ルヘカラス、 他日 府下輿議紛然タリ、 ス ス、 八月邦君官吏数員兵卒一隊(藩主島津客興) 此事ノ成敗当否ヲ試ミント欲 剱戦ヲ施サス、 皇国ヲ窺フノ志アリ、 守禦ノ術特ニ重シトス、 是秋 問ヲ設ケ、 処分ノ得失ニョリテ邦家ノ 変ニ応シテ明ニ断スルハ学 琉球ノ処分ヲ記シテ贈ラン 臣タル者邦家ノ事アルニ臨 一友人命ヲ奉 扇ヲ揮ヒ煙ヲ吹テ談笑 予居常慨然トシ 五峰山人 答ヲ致スコト十余 ラ琉 誌 スル 海二航 今ヤ果 球ニ ノミ 以

## 琉球秘策

船ヲ発シ攻伐スヘキト ナラン、 西洋ノ情状ヲ料ルニ、 易和好ヲ絶ツコト也、 トノ二策ヲ用ユヘクシテ、 廟算ヲ根本トス、 軍兵ヲ発シテ武威ヲ主トシ、 客問テ日、 琉球ヲ従ヘテ根本 今ヤ屢々聞ク、 仏郎察琉球二来テ交易及ヒ和好ヲ求ム、 方今彼我ノ形勢ヲ廟算スルニ、 トシ、 仏郎察陽二交易和好ヲ以テ琉球ニ告ト云トモ、 和トハ何ノ謂ソヤ、 ノ議有テ、 欧羅巴洲各国 戦ハ用ユヘカラス、 漸々南海諸島ヲ蚕食シ、 是ヲ追払ンヤ否、 日本国ハ交易ヲ絶ツ故ニ、西洋ヨリ ノ徒、 通商和好ヲ許スノ事也、 西洋ニ交易セサ 対曰、 絶ツトハ何 大綱ノ趣意、 是ヲ許サ 皇国ヲ覬踰 孫子十三 ノ謂 絶ツト 一篇ニ始計 ソヤ、 スルノ 志 陰 交 又 和

是 ョ 二武 東 長 サ ヲ ル ス 球 他 ル ル 卜 兵 匕 合シ 琉球 ヲ攻 日其 テ起 外ハ急卒 及ハス、 大軍ヲ出 海往来ノ 船ヲ遺 察来テ通商 ij |威ヲ 殊 バニ海上 力 ニ遣ストキハ、 国 t ル 仏郎 主トシ追払フ ヘキ スへ ヲ 恨 ノ兵ヲ発シ、 欧羅巴洲 ニ来テ大府ニ 路自由 ٢ 日 戮 琉 要 諳厄 ミア ノ応援ナク、 干戈一 本国 屋久・ ~セテ、 丰 見ルカ如 球ニ至リ孤島 察琉球ヲ 港巣窟ト 和 火戦ハ 海ニ 非 好ヲ求 アリ ノ事ヲ以テス、 利 ヤ、 中 ナ 中 故 亜 タヒ 彼長シ我短ク、 種子 浮テ遠ク琉球ヲ争 大船数千百 和 午戈 本 術ヲナサ 或ハ欧羅巴 密書ヲ呈ス 薩摩ニ来ル 蘭 始終ノ 匹 藩 起ラハ、 船ニ由テ大府ニ告ル 頃 甑等 天主教ヲ弘メント 百 ٢ 直 フ守リ ノ城ヲ守 里 郎 ナ 諳 勝利ア ル 艘薩摩琉球往来ノ 諳厄利亜ト仏郎察トハ各自ニ別国 厄 空虚 誻 ヘシ、 府 諸 復 諸国ト議シテ、 ヘシト云ヘリト 利 諳 厄 利 便 節 厄利 島ヲ奪 解クへ 欧 ヲ来リ襲 ル 勝 西洋人恨ヲ結ビ釁ヲナスヲ幸ト 亜 モ、 ハン ル 1 利ナキコ 唐 干戈 アヲ見ス、 垂 μ. や亜或ハ仏郎家 船州の常ノ蘭州 ナ 王卜 カラス、 洲 =, Ł ル 敵多ク我寡ク、 西洋 中 タ ヘシ、 戦 沿海 ト明カ也、 吾邦昇平久シク戦ニ習レ 然ル Ĺ 事 海路 大国 如クスル志ナラン、 且告ルニ語 大軍ヲ起シテ来リテ琉 来寇ノ情ヲ以 ノ島国ニテ、 起 モ ノ諸郡 彼欧羅巴 本藩亦精鋭ノ兵ヲ択 利ヲ 測 ニカクノ 係 遮 得 ル 中山王必 (琉球国王) 然許サ 村 リ 莫大ノ 洲 カラス、 빗 邑ニ窓 厄利亜 又琉球 球 其 大島 如 其 西 西洋 テス、 (勢猖 其本国 大サ南 諸 グク重兵 ス 洋 時 卜 禍 国兵 ズ降 ブ戦 云 他 獗 従 Ħ. 徳 更 然 徒 来 使 Ħ.

テ、 将ノ 是ニ由 応援ノ説友羅巴洲ノ諸 也 懸絶思 何 タ F, 負 口 多 ス シテ琉球ノ末ヲ争フ 数万里ノ 二応援シテ心ヲ同シ**、** 卜 北 恣 戦 タ ヘシ、必 不謹也上、 機 追払フ切リニテ、 国 1 経 術也、 凡 我ヨリ 進退虚実変化百出 恥 ル ア 土多シ、 度 或 後 テ見レ サ ソ名将ハ常ニ不敗 ٢ ル ハスン 力ヲ逞 ナ 大洋ヲ隔テ、 東 モ、 え戦 愚将ハ 遂 利アラスン キハ戦 始 西 ノハアル Ŧ 数万里 今仏郎察ト 此言思フ ハ本藩ノ地方ハ本也 亜 緯 ラ用 第而万万円 和談 シテ 彼 本藩三州ノカヲ以テ、(薩摩(薩・隅・日) 細 度 ル 是ニ コ 亜 共 ュ モ サ 俗 1 ヘカラス、 (三十度テ 卜 和 1 洲 我卜彼 反 議ヲ ハ時宜 ニニ所謂 ナリ ル 海ヲ渡リ シテコソ 力 ス、 此 ĺ 亜等ノ ノ地 我失策ナル 也 利 一タヒ干戈ヲ結フ ラス、又考ル 国 方 1 ナ 未 亜 洲 ・ 孫子 故 [ヲ除テ、 太皮 或 三立  $\exists$ 乜 モ ル ル ト兵ヲ交ルハ敵ヨリ常 例甚多 諸国 抵十日 IJ 依 受太刀ニテ、 敵国ヲ攻 勝利ヲ得 且. 来リ寇スコ ハ戦 ニ琉球ノ Ė 既 彼ヲ 立テ全勝・ リ和談 夫兵法 琉球 亜 此 テ勝チ 兵者国之大事、 ノミナラス、 戦負 外魯西で発表が 方彼 世界ノ 抑 当数 処分 皆五大洲 ルコト能ハス、 ル /\ / 策アル時 モノ也、 トキ ナル 凡古来双 制 若方今此 或ハ不戦 属国ハ末也、 或 ٢ 押 形勢 スル 大国 E ハ我ヲ守リ、 亜 此 以 測 付 コ 後 コ 絶 其大禍大害ナル 玉 卜 がイスパー 利 戦 カタシ諸厄利亜人 方戦 死 然 魯西亜等ノ 各国ニ交易シテ遙 方ト西 モ ノミ戦ヲナス、 二攻ヲ受 本 議 ベル・ テ敵ヲ 争ヲ ル 和 生之地存亡之道 ナキヲ見ル 国 知 本藩ノ (M=テ 亜・遙 三及 故ニ戦ヲナス = ノナス、 洋 西 或 カラ 雇 力 ル 洋 一策ヲ 本ヲ 波爾杜の タキ勢ニ ナキ 敵 諸国モ是 ス、 此 方戦 諸国 国ヲ攻 其勢 ? 主 危敗 虚 | 如 明 瓦と甚

琉球祕策」について(黒田)

趣意

西洋人来留リ

テ通交・通商等ノ事ヲ強テ請フ、

然ル

琉球国小

卜

阿片商売免計ナリシカ、国害アリシ故清国ヨリ禁セラレシニ、 厄利亜国ト兵争ノ事ヲ記セル書ヲ見ルニ、 若又戦ニ及タル上ハ、 ナリテ、此方ハ頭ヲ上ルコト 諳厄利亜人種々縦窓ニ威ヲ逞スレ 事ノ始ニ彼我ノ形勢ヲ料テ、 モ和議ヲナスナラハ、 清人連年戦ニ利アラス、 後車ノ戎メ、 挙国死戦シテ和議ヲナスヘカラス、 事ノ始メニナセハ其失ナカリシナル 方今ノ事モ近キ清国 ナラサル也、 絶ツト和トノ二策ヲ用テ戦ヲ戒ル トモ、 遂ニ清国ヨリ和ヲ請ヒ、 清人抑へ制スル 其時ノ残念想像ヤル 阿片商売ノ事ョリ ノ事ヲ以テ鑑ト コトアタハス、 和成ル故ニ、 頃年清国 起ル、 スへ 故アリテ シ、 古来 下諳 前

客問 Ę 八言 テ更ニ他方ナシ、 ノ事未タ全ク結局セス テロ、 マリ蔵 察来リ、 ルニ ニ諳厄利亜久シク琉球ヲ取ル 其応接・ 其通商 、絶ツ策ヲ明ニシ、 、屢々琉球ニ来リ、 ヘシム テモ、 戦 大総兵船重テ来ラント告タ 仏郎察力琉球 ノ害 琉球ノ答ヲキクヘシ、 ノ如キ、 ルニ 蕃人ヲシ ナル 方 諳厄利亜カ往年以 ハ礼ヲ 琉球国小ク財乏キ故、 既 テ知ラシム トキケハ、 ヲ窺フ其志一 琉球皆是ヲ辞シテ止ム、 貴国所告 、恭フシ、 或 而シテ後ニ 聞 ハ通商ヲ請フ、 ノ事更ニ ルノ志アリ、(8) 辞ヲ卑 ヘカラス、 サテ仏郎察来ル時 彼事終テ後来ラン、 来ノ 其絶ツト ·ルニテ、 一和スル 朝 所為二符合セリ、 夕 相 玉 昨 策ヲ述ン、 和 !議スル ノ事ニ非ス、 其情形ヲ見ルヘシ、 年モ琉球八重山島ニ来テ 琉球産物 琉球ヲシテ彼ト応対セシ 他日必ス兵船ヲ遣ハサン ノカニテ貴国ト交易ノ品 然ルニ又今度琉球ノ説 方略ヲ聞カン、 故二此秋 西洋諳厄利亜 当春所答ノ如 諳厄利亜 彼国人ト唐人 好品ヲ莫大ニ 我渡海ノ士卒 ハ必ス 仏郎 八唐

故 今日本ヲ離レテ貴国 貴国ト交通スルトキ 然ルニ日本国法天主教ヲ禁シ、 島ヨリ致シテ我用ヲ足ス、 琉球大風多ク米穀都テ尽ルコト多シ、 貴国又天主教ヲ授ントス、 何ントモスルコトアタハス、 玉 キ遠ク海上数万里ヲ隔ツルヤ、 唐土 然トモ交通ヲ得サル フ故ニ他教ヲ受ルコトヲ得ス、 コトアタハス、 答フヘシ、 察加へ玉へト云々、 前 ニシテ返答ノ要機ニ非ラス故ニ、 也 意ヲ本トシテ、 趣意ニテ仏郎察ニ琉球ヨリ述タルナラハ、 ニ至ル事ヲ得ス、 ニ所述ノ如シ、 大旨隣近セル日本諸島ノ力ニテ餓死ヲ免ル、且諸器ニ至テ ノ北京ニ中山王ヨリ 然ルニ右ノ趣意ニテ交通・通商ヲ断リテ、 トモ西洋 特ニ日本諸島ノ如キ、 唐土・日本ト 貴国亦事故有テ、 今貴国磁邑ヲ保護セントス、其仁慈謝スルニ言ナシ、 更ニ未タ所不告ヲ以テ是ニ答ヘテ実ヲ履シ、 我急卒ノ飢饉若クハ事変等ニ逢フ 箇様ノ趣意ニテ交通ヲ断ルヘシ、 ハ、全ク日本ト通スルコト能ハ ノ情状実ニカクノ如シ。 ノ命ニ従フトキ 徒 ・使ヲ遣シ、 既ニ前日所告ノ如 故ニ日本ヲ離レテ我国独リ 種々ノ事ヲ言ヒ立テ許容セサルトキ 仮令財宝山 力ヲ以テ財食ノ 且国民天主教ヲ習ヘハ日本ト絶ツ、 西洋諸国ト交通ヲ禁スルコト甚厳 貴国ノ船ノミ琉球ニ至リ、 時宜ニ由テハ、 此ニ来ルコトアタハサル時 唐土ノ天子ニ上疏シテ願フヘシ、 琉球ト隣近セル 其外水旱飢饉ニ逢フ 貴国ノ力ノミ是頼 ノ如ク積ムト 今亦同趣意ニテ断ル 伏シテ願クハ寛宥ヲ垂テ亮 ク、 仏郎察ニ答フル 蔽邑既ニ孔子ノ教ヲ学 ス、長ク日 モ、 立ツコト 西洋人許容セ ヤ 然トモ当春既ニ右 飢死ヲ免レ 貴国 此方ヨリハ貴 貴国 [二告クル 義ヲ立 日本諸 玉 琉 ニ前文 ハ重複 其患 球如 ス 如

琉球秘策」

について

(黒田

然卜 ト教 日本ヨリ保護ノ国タリ、 西洋仏郎察等ノ国王ニ下シ、 タ、ス、 且日本ト境ヲ接シ、 実ヲ告テイ 王上疏シテ実ヲ奏ス、 トヲ得ス、故ニ貴国直ニ日本長崎ニ至テ、琉球通商等ノ事ヲ請フヘシ、日 スシテ、 コトヲ旨ンセス、 ヘテ直ニ日本ニ往クコトヲ許容セス、 ノ日本官人ニ啓スへシ、近クハ薩摩ナレトモ、 (3) 固ク禁制ヲ垂レ玉へト願ヘシ、 丰 言語ニテ説シメ、 ハ覇王アリテ国事ヲ決断ス、 モ今ヤ唐土ノ天子モ西洋ノ徒ト合戦シテ敗績シ、 モスルコトアタハス、 ;付事ヲ 西洋ノ国王謹テ詔ニ従テ、 故ニ万事日本ノ免計ヲ受スンハ、 第一トスへ 直ニ日本長崎へ振付ル手段ヲナスヘシ、 ル者也、 ナリ、 猶琉球ニ、 火敗リ、 Ĵν 琉球ハ陽ハニ唐土ノ封爵ヲ受クト雖モ、 国困ミ財匱シク、 故ヲ以テ、 凡ソ西人ニ応接ノ 或ハ西洋ニ詔ヲ下シテモ仏郎察国王等唐土ノ詔ニ従 シ、 彼ヲ激 飢饉凶歳等皆日本ニ救ヲ仰ク、 尤此方ヨリ言フコ 故ニ西洋ヨリ 文字ニテハ述フヘカラス、 彼国ヨリ通商・通交等ヲ求テ止マサルトキ 凡人情ハ手ヲ下テ礼ヲ卑フスレ 琉球国小クシテ独立スルコトヲ得サル故ナリ、 (スヘカラス、(1) 洋ノ 琉球国小ク財乏シ、 琉球ハ唐土ノ属国ナル故、 外国ノ通処ハ長崎トイヘル処アリ、 琉球二来ルコトヲ止テ舟船ヲ引去ン、 徒ニ是ヲ辞ス、 法 琉球ニ通商・ 国是カ為ニ立ツコトヲ得ス、 唐土ノ天子ョリ西洋ノ国王ニ詔 是第一 彼カ所求ヲ琉球ヨリ 務メテ謙卑ノ礼ヲ用テ、 ノ遂ケサ 琉球独リ決断シテ事ヲ行フコ 若シ西洋ニ通商・通交 ルヲ以テ残念ト思ヒ、 文字ニテハ形跡残リテ 且此事ハ成丈ケ琉球人 薩摩ニテハ其事通セス 通交ヲナスコトナカレ 心 若日本ト絶タハ琉球 得也、 或ハ西洋ニ詔ヲ下 又日本ニ貢シ、 西洋 仰キ願クハ詔ヲ 然ル 相手ョ 許 人聴力 ゙゚゙゙゙サル 今中山 忤フコ リ暴 ラ下 故 其 其

> 易ヲ開クトキ ナサシ ٢ IJ 決シカタキトテ、 サ 彼 熟考詳議シ、 シ、大信公モ嘗テ琉球先島ニ於テ権場ヲ開カレ、(ニ五代、鳥津重豪) ハアリシトソ、 ・ナレ 英事ヲ啓スヘシ、 種 此方計ニテハ潜ニ許スコト ア ルヲ見 ムヘシ、 又其交易場ハ琉球八重山・ 事ヲ言ヒカ 下条ノ趣意ニテ大府ニ請フ 堅固ニ法律ヲ建ツヘシ、 ハ、多事必ス起ルモノ也、 然レト 薩人ト一所ニテ交易セサルヤウニスヘシ、 其事ヲ延緩スヘシ、 蕃人ニ告ル 尤軽キ モ蕃人若是ヲ聞**サ** 怒リ 和好モ通商 ナラス、 色ヲ見 日本ト相議シテ再答スヘキ 宮古島ヲ以スヘキヲ蕃人ニ ヘシ、 モ大府 力 後来ノ禍、 クテ渡海ノ官徒両三 此事日本返答ノ上 ル トキ 侵掠或ハ干戈ニ及フヘキ 若諳厄利亜来テモ ノ許可ナケレ 珍宝ヲ得ラル 永年ノ 彼ハ運天ニテ交易ヲ(運天港) 、害ナキヤウニ タヒ彼ト交 一人本府ニ帰 ナラサル 同法ヲ用 ヘキ議讫 乞フへ テスへ

ノミ也、 外諸国ニ 対 或 十万石ノ内 土諸書ニ多ク見 ノ処分ニ従フヘキ命下リシコトアリ(5) ノ封爵ヲ受ルコト故 ヘキ聞 ハ 日 E 人又問テ曰、大府ニ西洋通商ヲ請ニ 此言実ニ称へ 本ト 琉球ハ慈眼公以来本藩ニ臣属シ、 然トモ唐土及ヒ海外諸国モ、 泄スコトヲ禁セラレ、 ナル アリ ・並ヘル ハ日 大府 本国 玉 唐土ヨリ中山王ノ封爵ヲ受ルユ ノ如シ、 リ 也 往 二啓セラレ で返ノ事也、 一昔韃靼 薩摩附庸 邦君ノ命ニテ薩摩附庸ノ国タルコトハ、 陽ハニ許サル、ハ宝諸島ト往来通(吐噶喇)  $\exists$ リ明国 其事、 国ト称シ、 其実ヲ知ラサルモノナシ、 ハ、何ヤウノ処置ヲ以テス 琉球唐土ヲ父ト 附庸ノ国トナル、 大府 ヲ 取リシ 左 如シ 命下り、 琉球十三万石 時 琉球ヲ胡 海外諸国 日 然レ 何 本 様 ハ本 母 其事唐 ヨリ云 商 E 服 にスル 二改 卜 耶 海 ス

## 琉球秘策」 について

船ヲ発 シテ曰、 分アリテ軍ヲ備 七月、 所令ヲユ 茂ヲシテ 然ラハ、 島津中務久茂ニ由テ公ニ以聞ス、 村佐五右衛門 琉球古来吾薩ノ附庸タリ、 藩州ニ状啓ス、 清主詔アリ、 等兵乱盛ン也、 守祐昌•平田狩野介宗弘• 山島ニ行キ守リ外寇ニ備フ、翌年、 十月十五日、 衛門親 (球古来吾薩ノ附庸タリ、今韃靼ノ為ニ衣冠ヲ変セラレントス、新納右衛門久詮・町田勘解由久則・鎌田源左衛門政直等相議シ シテ、 ル故也、 先是薬丸刑部左衛門長崎ノ藩邸ニ在リ、 シ使ヲ 五年、 、松平伊豆守信綱(老中) 武 ル 国難又起ラン、 大府ニ請ヒ、 伊地知縫殿介重治・遠矢金兵衛良珍ニ命アリ、 宜シク琉球ヲシテ、 独り公ノ恥ノミナラス、 清太宗明ノ北京ヲ取テ都ト ス、 ヲシテ渡海セシメ、 此時ハ清人未タ明ヲ取ラス、 琉球ニ遣 海船ヲ福州ニ造リ、 帆ヲ開ク、 邦君唐土ノ軍兵琉球ニ寇セントスルヲキ、、(二九代島津光久) 九月、 ヘン 鎌田甚兵衛ヲシテ江戸ニ如カシム、 時ニ邦君江戸ニ在リ、 琉球入寇トハ流賊ノ属ナリシニヤ、 コトヲ 久通等命ヲ奉シテ迺チ高崎総右衛門能乗・ 琉球ニ軍立シテ是ニ備フヘシト、 サント 敢テ禍ヲ招コトナカレ、 二請 翌年四月十九日、 請 猪俣為右衛門則康ヲシテ琉球ニ使セシメル、 韃靼王ノ命ヲ聴カシムヘシ、 ハシメラル、 コトヲ聞 旨ヲ琉球ニ諭ス、 盖高崎等未タ達セサル故也、 八月、 皇国ノ恥ナル 使ヲ遣シ琉球ヲ詔無ス、 其守兵ヲ罷ラル、 藩相島津図書久通•伊勢兵部貞昭(家老) 鎌田源左衛門政直等相議シテ曰、 邦君酒井 明 テ悦ヒス、 国号ヲ清ト云、 アノ東南 二十二日、 祐昌•宗弘琉球 福州 二似タリ、 二年丙申、 其他事ノ如キ、 讃岐守忠勝ト議シ、 ハ流賊李自成 バノ来船ヨリ聞クニ、 治十二年 治十二年 明世祖順 藩相ニ啓 藩相島津筑前久頼 正保元年甲甲 信綱等公ヲ召シ諭 四年、 兵卒ヲ率テ八重 此月十九日、中 若韃靼王ノ命 宜シク公ニ以 既ニシテ琉球 廼チ伊東肥後 ョリ 八月、 尚質王清人 邦君大府 • 張献忠 藩府処 本田六 唯君 果シテ 帰 是ヲ リ事 久 1

府

ル

大府 ニ告ラ

旧記

ヨリ日 ナラン、 彼二通商ヲ許スモ、 方ノ許而已ニテモ、 主ノ命ヲ拒ミカタシ、 土ニ隣近セル属国ニ通商ストイへ 命二従 ヘシ、 衣冠ハ清主ノ命ニ従 ヒシニ日本許容セス故ニ、 ノコ ヘキコトヲ以テ告ケ ノ例ヲ引テ請 固ニナリテ、 トニ於テハ却テ一得一失アリ、 ミニテハ信シカタシ、 ・ノ事・ 日本国中ノ処分ト ニ所見カクノ如シ、 本 情ヲ仁察スヘシト答フヘシ、 ハスンハ国難起ラン、 清国ニ再問スル 請 同意ナリ、 Ł 此方ヨリ自由ニ止メカタク、 其許可ヲ受ヘシ、 異国処分ノ例ヲ用ユル 且通商ヲ許サスン ۲ 然レト 若又大府是ヲ許サスン ハシメラレシハ、 、ノウコトナレ 更ニ琉球ヨリ清国ニ問 異ナルヘシ、 琉球ハ前条ニ述シ如 大府是ヲ許サン、 如何ト 此方通商ノ事延緩スルニ好計ト雖 モ表向通商ヲ許ストキ 禍ヲ招クコト莫レト示サレシハ、 其故ハ、 日本許 モスルコ 然ラハ蕃人必ス得心シテ琉球無事 ハ也、 琉球ハ表向唐土ノ属国ナルユヘ清 仏郎察既 異国ヲ以処分アリシナリ、 干戈ノ禍起リ日本迄モ乱ト ハ明暦・ 清主別段通商ノ許アレ サ 明暦中大府ノ命ニ、 ٢ 明暦中大府ノ命ニテ、 仏郎察ニ通商ヲ許ス 琉球コ 能 テ ニ清主ノ勅許ヲ得 蕃人ニ諭スニ、 ハス、 ノ例ト同意ナレ 其実否ヲ明ス義モア レニ従 此上ハ更ニ貴国 仏郎察入ノ片口 唐土 ハン、 日本ニ 方今通 若清主 此方ノ ハ其事 国 実ニ 此 大

堅 コ ル

禁 品 客又問 スル 琉球及ヒ本藩ノミニテハ売尽スコトアタハ 如ク、 E 西洋通商 他出ヲ禁セラル 事大府若是ヲ許スト トキ ハ其害甚シカラン、 モ ス、 西洋人琉球二齎 大府ヨリ今 対曰、 大府唐物 ⁄ 唐物ヲ 来 ル諸

琉

球

請 商

洋 三日本ノ 通商ニ於テハ、 テ云へシ、 カ 禁セラ スンハアル 、兵乱ヲ招カント ル ハ其 禁開カスンハ琉球タ、ス、 本藩ノ利ニナルヤウニ計策ヲ運スヘシ、 利 ヘカラス、 因 ノ意ニテ啓シ破リ、 テ設ケタ 若大府ョリ西洋諸品他出 ル 法 也 故 琉球タ、 其免許ヲ得 力 ス ル ラ禁セ ハ西洋ニ降リ、 トキ ヘキナリ、 ハ大府 ハ モ其

ント 是我利ニアラス、 砲 俄ニ干戈起ル 終ノ利アルヲ見ス、 商ヲ強テ辞シ、 文ニ述ルカ如ク、 在番奉行ハ今ノ如ニテ可ナルヘキヤ、 客又問テ テ利害異 商ヲ許スコト甚タ残念ノ事也、 今ノ如クスヘシ、 修セスン ヘシ、我是ヲ知テ武備ヲ修スル故、俄ニ干戈ニ及フョリ敵ヲ制 備ヲ修スル事第一ノ義也、 此方別段武ヲ講シ、兵ヲ練リテ是ニ備へ、蕃人ノ勢ヲ鎮圧スヘシ、 又通 砲等 商開 通商起ラハ蕃人ノ勢漸々張り蚕食ノ形ヲ生セン、故ニ今ヨリ以 É 彼次第二大島諸島ヲ蚕食シテ、 ハナリ、 ト漸々起ルトハ、干戈ニ及フコト キタリ 火器ヲ多ク 通 俄ニ干戈ニ及フトキハ、 通商ヲ許ストモ 商 又通商ヲ許セハ蕃人ノ勢漸々張ル故、 此後武備ヲ修シテ後、 方今西洋ノ徒唐土二戦ヒ勝チ、 且皇国ノ乱ヲ引起ス故ニ、機宜ニ依テハ通商ヲ許 タヒ起ラハ、 但在番奉行等モ武備ヲ加ヘシ、 テ、 造 琉球 ル 夫通商ヲ許サ、レハ干戈或ハ俄ニ起ラン、 無益 実ニ止ムコトヲ得サル計 蕃人勢ヲ得テ、 コ 武 卜 対テ日、 備 知 干戈ニ及フハ我利多シ、 彼ヲ制・ 清主へ 我国昇平久シク戦ニ習レス、 ハヘシ、 コ ٢ ノ礼或 此事子カ難 ハ同シケレト シカタキ形勢ト ハ文長キ 其武備モ 其勢張皇也、 在番奉行 ハ在番奉行 遂ニハ干戈トナ 三出 西洋ニ用ル天 如シ、 モ、 漸 = 若彼ニ 々勢 ナラン、 シ安シ、 此 若武備 其遅速 也 渡 誠 微 略 此 通 始 前 サ

「琉球祕策」について(黒田)

礼譲 対テロ、 其館 限リナキ害アルヘシ、 其外西洋ノ諸国追々来テ、 館舎ヲ造ラスル国法ナキ故、 球ョリ毀 ル 卜 舎ヲ造ラントスル 客又問テ 丰 ヤウニスヘキ 舎ヲ毀廃スルコト 趣 琉球人ヲシテ先ツ禁止セシメテモ、 É 意ニテ造ルヘキ也、 廃スルコト 琉球ヨリ彼カ為ニ館舎ヲ造リ与ヘテ、 西洋人 也 + 其故ハ、 人シク留 ハナラサル ・モアル 又琉球ヨリ西洋ニ告ルニ 琉球ヨリコレヲ禁止ストモ聴カサル時 方々 琉球ヨリ館舎ヲ作レ 仮令支費アリ 此方ヨリ造リ与フル ヘキナレ ル 故也、 処々ニ館舎ヲ建ル例ト ノ計ヲナ 且西洋人一タヒ館舎ヲ造レ 卜 モ、 シ、 テモ琉球ヨリ 西洋人必定ノ勢有テ聴サ 彼方ヨリ 彼ノ 西洋ヨリノ ナリ、 方 琉球ニハ外国ノ人 ヨリ 他日時宜ニ ナリ 館舎ヲ造ル 造ル 那 表向ニハ西洋 テ、 手ニテ作ラサ 覇 サ 地二 如 又 琉

去々年長崎に大保十三) キハ、 策ヲ用 テ来ル リト テ来 ヲ遣サン 客又問テ日、 諳厄利亜武暴ナル 大ナラン、 ル 己カ交通ヲ得 又諳厄利亜来ラン、 事 ヘシ、 ユ トノ説モアレ 方今仏郎察ノ言ニモ、 シラサ ル ナリ、 殊ニ諳厄利亜ハ往年宝島・山川等ノ事有リテ、 ョリ伝へ 対テ日、 然レトモ仏郎察ヨリ諳厄利亜ノ必ス兵船ヲ遣ス 西洋人ニ通交ヲ絶ツ策ヲ用 コト諸書ニ見得 方今渡海 ル ハ仏郎察 為ニイヘ 聞クニ、 此事尤患フヘシ、 ハ彼必ス来ラン、 仏郎察ハ風俗稍敦厚ニシテ、 薩摩ニ恨ミアル故薩摩ニ来寇スヘシト云へ 交通 日 ル 諳厄利亜琉球ヲ取ルノ志有リ、 詐謀虚喝 ラ許シ 更 且往年ョリ 二諳厄利亜来否 カタシ、 モ計リ難ク、 諳厄利亜来否ノ情ヲ料 然ラハ諳厄利亜ノ害ハ仏郎察ヨ Ł 若仏郎察許容シテ引 度 故 二今 、琉球へ 情形ヲ採 且 諳厄利亜 荷レ 往通交ヲ絶 彼恨ヲ含ム、 通商ヲ乞テ ٢ 、日カ果シ 他 告 日兵 去 八武 タ 一重ネ

浪嶼等へ 定タレ ヲ差出 条ニ云ル如ク仏郎 算法ニ当レ 引退ク義ナルニ、 ル阿片ノ 許サル上ノコトナレ 諳厄利亜カ琉球ニ 年壬寅ノ年、 山ノ事結局ト云フ トモ、 総銀二千一百万両清国ヨリ諳厄利亜人返シ与へ 然ルニ諳厄利亜唐土ノコト 、代銀二千一百万両ノ 残り銀総渡シ相済タル上、 寄置タル戦船可引退、 故ニ其通商ヲ許スハ、 阿片代銀 毎年五百万両ツ、 諳厄. 去々年壬寅ノ年ョリ来年乙巳ノ年ニテ四年ヲ歴テ首尾ス(well) 此 来ル 総銀 利亜ト清国ト講和 ニ応スル策ニテ可ナル ノ内当年六百万両被相渡タラハ、 彼阿片代銀総首尾ノコトヲ云ルナルヘシ、 今一度来ルトキ、 ハ来年ヨリ 千一 内 百万両ハ大抵一歳ニ五百万両ツ、与フル 然トモ残リ銀皆同不相渡内ハ、 五分ノ利付ニテ可相渡云々、 此度六百万両被相渡、 諳厄利亜 後ナル 結局シタル上、 可 致退去云々ト見得タリ、 ノ訳文ヲ見ル 通交ヲ許サ、ラハ、 ヘシ、 ヘシ、 ヨリ寧ロ仏郎察ナル 然レ 諳厄利亜来ル迚モ、 琉球ニ来ル説アレ 後 南京河上舟山古 其残り銀 先年御取 モ我守備 処々ノ戦船ハ 両国和睦相 ルヘシ、去 干戈ヲ用 此文ニ拠 惣躰退去 揚相成 然レ 證文 ナス 前

豊太閤西侵ノトキ、四(豊臣秀吉の九州征伐) 不主教 本国ヲ奪リ 来リ告テ曰、 ル 既ニシテ其教法又漸々行ハル、 É 敢 い計也 西洋人 モ天主教ヲ禁セラル、 西洋 肥前ニテ彼宗門 |琉球ニ交通ヲナストキハ天主教ヲ弘 ノ徒天主教ヲ弘 ハ織田信長ノトキョリ始マル、 於是烈祖始テ禁令ヲ厳ニシテ、 ムル 東照烈祖(徳川家康) ノミニテ、 ノ徒禍ヲナス故、 **ハ** 其教法ニテ人心ヲ服 御時ニ至リ、 西洋人ノ来ルコト 京都ニモ両寺アリ、 始テ天主教ヲ禁セ 西洋人ノ通商ヲ ヾ 西洋 其 ハ禁ナ 徒潜 事 日 如

> ヲ禁スル訳ハ、 路ヲ絶ハ、 令ヲ下シ、 ストモ、 禁セラル、 天主教ヲ受サラシム 区 其初ニ天主教ハ禁スヘキ也、 天主教ノ弘マル .歳ニハ餓死ニ及フノ儀ヲ以テスヘシ、 琉球若天主教行ハル、トキハ日本ト 害ヲ見ルヘシ、 ル道モアルヘシ、 是太閤ノ令ト同義也、 方今若琉球ニ西洋 且琉球ョリ其国人ニ 往来ヲ得 其天主教 ノ通交ヲ 日本ト

許

常ノ ヲナシ、 客又問テロ、 討平クヘシ、 三引 、変ニ値フ 取り、 或中山王ヲ生捕テ、 兵ヲ加 成敗利 トキハ是非ナキコトナリ、 方今官吏渡海ノ ヘテ攻伐ノ術モアルヘシ、 鈍 八天也、 上 中山王彼レニ降ラハ如何、 力不足 西洋人ヨリ和 ハ戦死セン 然ルトキ 館ヲ焼払ヒ、 3 我兵ヲ発シテ蕃人ヲ 対テロ、 又時宜 種 箇様非

島

清国ニ至リ、 弘通スヘキヲ許シアルモ計 察ノ徒清主ニ請ヒ、 徒清主ニ請ヒ患フヘキノ術ヲナサン歟、 或 ス  $\sim$  $\exists$ 人又問 シメ、 シ、 ル道アルヘキカ、 リ私ニ是ヲ禁スルコトハ 清主ニ請 又琉球ヲシテ清国ニ願 テロ、 其事ヲ延緩スヘシ、 此謀ヲナスモ 清国其請ニ 球 清主ヨリ 通商ノコト ハ清国ヨリ封爵ヲ受テ表向ハ 得ヘカラス、 知ルヘカラス、若清主ヨリ此詔下ラハ、 ルヘカラス、 本藩ヨリ 従ハン、 琉球へ韶ヲ下シ、 ٤ ハ前ニ論スルカ如 通商 仏郎察当春一往琉球ヲ引キ去ル ハ私カニ琉球ニ命シ 今清国勢弱ク西洋強シ、 対テ臼、 宜シク大府ニ告テ其裁決ヲ受ク 天主教ノコトヲ免センコトヲ言 西洋トノ通商及ヒ天主教 此事患フヘシ、 其属国ナリ、 テ天主教ヲ禁 西洋是 今仏郎 本藩

或問日、 若西洋人大兵ヲ発シ琉球ヲ奪 ۲, 中 山王是ニ降ル時 我国兵

琉球秘策」について

令墜ルコトナシ、時節ト云へハ年月ヲ定メサル言也、然ラハ我威討ツヘシト告ヲクヘシ、時節ト云ヘハ年月ヲ定メサル言也、然ラハ我威シ、其事巻初ニ論スルカ如シ、然ルトキハ琉球ニ書ヲ贈リ、時節ヲ以テヲ発シテ討テ是ヲ復スヘキヤ、対テ曰ク、我邦兵ヲ発シ琉球ヲ争ヒカタ

家

ノ無虞ヲ保ツナリ、(19)

其死守義ニ当ルトテ得失是非ヲ料ラス、

或又問 言カタシ、 袓 ナレハ言外ニ出サス、 (製) ノ意ニ本ツク、 Ħ 前条所論 豊太閤ノ ノ外ニ良策ハナキヤ、 方略ハ多意表ニ出テ臨機応変ノ策有リ、 琉球ノ難ヲ除ク妙計アリ、 対テ曰、 今所論ハ多ク東照 是秘奥ノコ 預メ 烈

何ソ 客又問曰、 洋人ニ対シ、 故 強テ彼ヲ 表向勅ヲ下シ、 ヲ蕃人ニ許シタリト 本藩ヨリ軍ヲ発シテ琉球ニテ戦フモ、 ルナリ、 ルニ今蕃人ニ交通ヲ許サントス、 ニ時宜ニ随ヒ無事 其詳ナルハ前章ニ論スルカ如シ、 皇国封域ノ内トハ名義異ナリ、我藩ニ附庸タルハ日本国中迄ノコト 何ソ和ヲ主トシテ士気ヲ弱クスルヤ、対テ日、 ,初発ヨリ戦ヲ主トシ、 ル 押 琉球ハ我兼領ノ地ナリト云ヘトモ、表向唐土ヨリ封爵ノ国ナレ 琉球ハ本藩兼領ノ地ニテ、其十二万石大府朱章ノ封内ニ係ル、 へ干戈ニ及ハ、、 唐土ハ表向本藩ハ内属ナレ 其命令ヲ破ルコトアタハサルカ如シ、 西洋人ニ通商及ヒ天主教ヲ許サル時ハ、 テモ、 ノ計ヲナシ、 義理ニ失アルヲミス、 琉球ヨリ藩地ニ至リ、 速ニ禍乱ヲ招キ、 武備ヲ増修シテ其変ニ備フトキ 通商ノ路一タヒ開カハ、其害多シ、 隣国応援ノ義ヲ免レス、故ニ通商 故ニ海外諸国ニ推出シテ言へハ、 八也、 又俄ニ得失是非ヲ料ラス、 或ハ邦家ノ危ニ至ラン、 仮令ハ清主ヨリ琉球ニ 人皆死守セハ義ニ当レ 是余力深謀遠略ニ出 其命令ヲ破ルコトア 本藩ヨリ表向西

社稷長久邦家安全ノ良策ヲ用ユル也、恃ミ、遠大ノ略少シ、深ク戒ムヘキ也、故ニ予ハ深謀遠略ヲ主トシテ、亡国ヲ招ケル宋ノ賈似道カ類ナリ、且本藩ノ人、性多クハ一旦ノ勇気ヲヒ徒ラニ死スルハ、愚夫ノ見匹夫ノ勇ニテ、是浪リニ戦ヲ主トシ、速ニ

主于達意、或文辞之拙句字之誤謬待他日之修正耳右一冊自八月八日起草至翌九日、而卒業係急卒之用之故也、故其辞

甲辰八月十日

五秀堯

草

(<u>註</u>

- (1) 那覇に設置された仮屋に、附役・横目等とともに在勤した薩摩藩の琉球
- 「琉球秘策」の市来広貫の傍註。以下同じ)。 我弁セサルノ輩多キニ居ル」(東京大学史料編纂所々蔵「斉興公史料」収録の、中ニ擾論多ク、一撃追攘セラル、モノ、如クニ唱フルモアリ、実ニ彼(2) 「市広臼、二百年来昇平ノ久シキ、種々巷説喧シク、鎖攘ノ二説ニ外ナ
- 以後は島津氏の直接支配する属領となった。そのため、薩琉間の航路上に以後は島津氏の直接支配する属領となった。そのため、薩琉間の航路上に上海。 県島県鹿児島郡十島村となっているが、実際は七島で、かつての竹島や黒島などが属していたとろの名残である。島は北から口之島・中之島・臥蛇島などが属していたとろの名残である。島は北から口之島・中之島・臥蛇島・平島・諏訪瀬島・悪石島・宝島と並び、室町時代の前半頃までは、列島・平島・諏訪瀬島・悪石島・宝島と並び、室町時代の前半頃までは、列島・平島・諏訪瀬島・悪石島・宝島と並び、室町時代の前半頃までは、列島・平島・諏訪瀬島・大島・徳之島・神が良部島・年齢島と並ぶ奄た。さらに、北から喜泉・大島・徳之島・神が良部島・年齢島と並ぶ奄た。さらに、北から喜泉・大島・徳之島・神が良部島・年齢島と並ぶ奄た。さらに、北から喜泉・大島・徳之島・神が良部島・年齢島と並ぶ奄た。さらに、北から喜泉・大島・徳之島・神が良部島・全護島が弧をなしていた。藤南の種子島・屋久島・それに吐噶喇列島・奄美諸島が弧をなしていた。 藤南の種子島・屋久島・それに吐噶喇列島・奄美諸島が弧をなしていた。

— 84(31) —

卒カニ戦

# ・琉球秘策」について (黒田

- の先島諸島「先の島々」へと至る。縄島等を中心とする「沖の島々」、さらにその先の宮古島・八重垣島など位置していたこれらの島々は、以後「道之島」とよばれるようになり、沖
- 払令を緩和し、天保薪水給与令を宣言した。 
  へン戦争に関する情報を詳細に報じた「別段風説書」とともに、イギリスの工能が日本に艦隊を派遣して、開港をせまる計画があるという秘密情報をもたい、 
  の大戦争に関する情報を詳細に報じた「別段風説書」とともに、イギリスを保十三年六月に長崎に入港したオランダ船は、天保十一年に起ったア
- リアム一世の国書を捧呈した。 し、アヘン戦争が清朝の敗北で終り、清朝の受けた損害が甚しかったこし、アヘン戦争が清朝の敗北で終り、清朝の受けた損害が甚しかった と、 天保十五年七月、オランダ国王派遣の軍艦パレムバン号が 長崎に 渡来
- 島附近の海陸を強行測量した。 航したイギリス船が、在番士の拒絶にもかかわらず、同島周辺および宮古・) 天保十四年一〇月、シンガポールからルソン島を経て、八重山列島に来・)

- (のち清)外交ルートを確保しようとしたのである。 は将軍襲職の際には賀慶使を、また琉球王襲封の時には恩謝使を参府させるという「異国」の「通交国」であった。すなわち、慶長十四(一六〇九)年七月、徳川家康は琉球征服の功を賞して、島津家久に琉球を明の朝貢国翌年九月、将軍秀忠は家久に中山王尚氏の更迭を禁じ、琉球を明の朝貢国として温存することを命じた。幕府は琉球正襲封の時には恩謝使を参府させなとて温存することを命じた。幕府は琉球正東封の時には恩謝使を参府させるという「異国」の「通交国」であった。すなわち、慶長十四(一六〇九)が正は将軍襲職の際には賀慶使を、また琉球王襲封の時には恩謝使を参府させるという「外藩」であり、対内的には四ち清)外交ルートを確保しようとしたのである。
- 外ナシ」(前掲)。 然ルニ琉吏ハ、清国所属ヲ表唱シ、日本所属ハ隠蔽シタルハ、識慮狭隘ニ脅迫スルヤ必セリ、然ラサリシハ、彼、既ニ両属ナルヲ亮知スレハナリ、ンカ為ナリ、若シ琉球カ両属ニ非ラズ独立国ナルトキハ、彼ハ兵威ヲ以テンカ為ナリ、若米仏琉球ヲ占領セントスルノ念ハ、全ク日本交通ノ弁ヲ得

10

- テ、遂ニ事ナクシテ渠退去スルニ至レリ」(前掲)。制スト謂テ、 不可ナキカ如シ、 甲辰以来、 英米仏ノ暴威ヲ 恐レス耐忍シ国躰ナルカ故、本書ノ意、素ヨリ国人ノ長所トスル所ナリ、則柔能ク剛ヲ(11) 「市広曰、琉球ハ貴賤トモニ寸鉄ヲ帯ヒス、全ク守礼ヲ以テ国ヲ保ツノ
- 島也、人不」満」万、唯宝島較『大国、人統呼」之曰『土佳喇、或曰即倭也、然録のなかで、「七島者口島・中島・諏訪瀬島・悪石島・臥蛇島・平島・宝でも周知の事実であった。天和三(一六八三)年の封王使汪楫は、その使(3) 琉球は中国に対し、日琉関係を弥縫したが、島津氏の琉球支配は中国側

- 録)と、土佳喇(吐噶喇列島)は日本であることを看破している。国人甚諱、之、殊不、知有「日本「者」(伊地知季安『南聘紀考」〈巻之下〉収国人甚諱、之、殊不、知有「日本」
- 14) 島津氏は、慶長十六(一六一一)年五月までに、大島五島すなわち後の〇〇石を付した徳川幕府の領知判物を得た。

  ○○石を付した徳川幕府の領知判物を得た。

  ○○石を付した徳川幕府の領知判物を得た。
- 15 った。 ことが危惧され、島津氏の外聞と幕府の対外的権威を守るために、琉球の 係の成立が、琉球王府の官職体系や風俗などの韃靼(清朝)化に結果する 国とも宗属関係にあるという琉球支配の矛盾が、幕藩間の大きな政治問題 が、その後、清で承応三(一六五四)年、琉球への冊封使の派遣が決定 朝もまた明国の政策をそのまま継承し、その風俗を強制することはしなか 清朝との宗属関係の断絶まで考慮されたのである。しかし、このとき幕府 李自成の農民反乱により滅び、その李自成もまた後金(清)に滅ぼされた となった。清朝が満人風俗の強制を行なっていたことから、 十六世紀以降衰退の一途をたどっていた明は、 島津氏の琉中関係を従来どおり維持するという基本政策を支持し、清 琉清間の宗属関係の成立が確実となると、島津氏の領分ではあるが中 正保元(一六四四) 新たな流中関 年
- (16) 「市広曰、従来幕府カ長崎ニ於テ、支那及ヒ和蘭人カ船載ノ物品ヲ専売(20)」「市広曰、従来幕府カ長崎ニ於テ、支那及ヒ和蘭人カ船載ノ物品ヲ専売の地セシム、其例少カラズ、又藩庁ハ琉球人日年を福州ニ往来シシテ利ヲ壟断スルハ、僉人知ルカ如シ、然ルニ琉球人モ年を福州ニ往来シシテ利ヲ壟断スルハ、僉人知ルカ如シ、然ルニ琉球人モ年を福州ニ往来シシテ利ヲ壟断スルハ、衆人知ルカ如シ、然ルニ琉球人モ年を福州ニ往来シシテ利ヲ壟断スルハ、衆人知ルカ如シ、然ルニ琉球人モ年を福州ニ往来シシテ利ヲ壟断スルハ、衆人知ルカ如シ、然ルニ琉球人ノ請願ニ依リテ、品物ノ数及ヒ

以、本書論スル旨、時勢已ムヲ得サルト謂ベシ」(前掲)。カヲ用フルニ至ルヤ論ナシ、然ルトキハ、日本ノ躰面ヲ穢スハ無論、玆ヲハ、其物品自由商売ヲ允サ、ルヲ得サルノ理ナリ、若拒絶スル時ハ、渠兵ヲ設ケタルカ故、若シ仏人カ中山王ニ向テ請求セシ如ク、貿易ヲ開クトキ年限ヲ定メ、買上ケノ許可ヲ得ルコト、セリ、如此、利ノ為メ厳密ノ法律年限ヲ定メ、買上ケノ許可ヲ得ルコト、セリ、如此、利ノ為メ厳密ノ法律

砲撃シ去ラシム、其事実前巻ニ記スカ如シ」(前掲)。「市広曰、天保八年丁酉七月、児ケ水ニ渡来、日本難民数名ヲ護送ス、

 $\widehat{\underline{17}}$ 

(18) 「編者考フルニ、妙計云々、則開市ナラムト」(前掲)。

19

有体系の総点検となり、弘化四年から軍制改革が本格化する。従来の幕藩制的軍役動員体系が充分に機能するかが問題とされ、軍役高所ペリーの浦賀来航より九年早く外圧に見舞われた薩摩藩では、必然的に

琉球秘策」について(黒田)